

輸出申告に関するお知らせ

輸出許可内容の変更手続を明確化しました

価格未決定貨物の価格変更手続の取り扱い

- 価格未決定貨物の申告価格算出ルールを明確化しました。
具体的には、製造原価等に通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた額又は値引き等の調整が加えられる前の額とし、これにより算出できない場合には、過去3ヶ月以内に同種又は類似の貨物を同一仕向国に輸出した際の決済額を基礎として算出した額とします。
- このルールに従い申告された総価格が決済額と差を生じ、その差額が100万円未満又は少ない方の額に対して10%未満である場合は、価格変更手続を省略することができます。

輸出申告価格を誤った場合の取り扱い

- 輸出申告価格を誤った場合、原則訂正を必要とすることを明確化しました。
ただし、輸出申告書に記載した価格及び本来記載すべきであった価格がいずれも20万円未満である場合、または輸出申告書に記載した価格及び本来記載すべきであった価格の各欄部毎の価格差が千円未満である場合には、価格の訂正を省略することができます。



**価格変更・訂正が省略できる場合でも、
申し出れば価格変更・訂正手続を行う
こともできます！**

本件に係るお問い合わせ先

門司税関業務部 通関総括第1部門

電話：050-3530-8367